

近代日本において大学の本質はどのように考えられてきたか(2)

What is the idea of the university ?

- historical change of the answers in Modern Japan (2)

寺崎昌男

前号まで

本誌前号(第8号、08年3月刊)で、筆者は、明治初期から1880年代後半までを対象に、表題のテーマを追求した。今号ではそれ以後、1880年代末から1890年代なかばまで、すなわち明治20年代の後半から30年代直前までの時期を対象に、スケッチを続けよう。

言うまでもなくこの時期は日清戦争勃発直前から日露戦争直後までの時期にあたる。

前号までの経緯を簡単に記しておこう。

第一に、維新後の新学校制度建設期から帝国大学制度の形成までを見通して、

- 1) 最高教育機関を「大学」と呼ぶか「大学校」と呼ぶか、呼称すら動揺を免れない時期が続き、
- 2) その機関に学術の研究という機能を期待する空気はほとんどなく、
- 3) しかしともかく一貫した学校体系を指定しその頂点に何らかの最高機関を置く、という明治初期以来の学制観だけは一貫していた。

第二に、伊藤博文と森有礼との両人のもとで帝国大学が生まれたことによって、

- 4) 最高機関の名称は「大学」というものに一定し、
- 5) そのミッションには「国家ノ須要」が据えられて大学の国家原理が確定され、
- 6) しかもその大学を構成する分科大学および大学院には教授と「学術技芸の蘊奥の攻究」という二つの機能が指定され、
- 7) 同時に帝国大学総長を介しての文部大臣との強力な指揮命令体系が、少なくとも法制上は明確に打ち立てられた。

本号で整理するのはこれ以降のおよそ10数年間である。

II 帝国大学の整備・形成期

井上毅の登場

この時期の大学建設の中心人物は、1890(明治26)年3月に第6代の文部大臣に就任した井上毅(1844~1895)であった。森有礼なくしては帝国大学は生まれなかったが、井上毅なくしては以下に述べる

整備はあり得なかった。

旧熊本藩の俊才として頭角を現し、維新後は大学南校(のちの東京大学法理文学部)の源流になる学校で学び、オランダ留学を経て帰国後は法制官僚としての修練を積み、その間、伊藤博文のもとで「明治十四年の政変」に続く国会開設の詔勅を手がけ、さらに山縣有朋の意を受けて教育勅語の起草と「下賜」に参加し(1890)、法制局長官・枢密院書記官として活躍し、それに先立っては伊藤と共に大日本帝国憲法起草の中心人物になり……といった彼の経歴を詳しく述べる必要はない。ただ、このような経歴と、憲法を初めとする(当時の)現行法に対する正確な知識とが、大学問題に関する以下の諸措置の基礎になった。

主な事績だけを一覧しておこう。

- 1 講座制・職務俸(講座俸)の導入と制定
- 2 分科大学教授会の法定
- 3 帝国大学評議員の評議員への改称、および教授互選制の実現
- 4 大学人事に関する総長の具状権・専決権の復活
- 5 分科大学長、医科大学附属病院長、理科大学附属天文台長を現職教授から補すことの制度化
- 6 名誉教授制度の創設
- 7 高等中学校の「高等学校」化

一見何でもないことのように思える。すべてが戦前を通じ、あるいは戦後および現在まで続いてきた制度だからである。

しかし文部大臣井上の施策の凄絶さは、これだけの改革をわずか2年半のうちに次々に成し遂げた点にあった。正確に言うと彼の在任期間は1893年3月から1895(明治27)年8月までの実質2年5か月に過ぎなかった。なぜこの短期間に、懸案ともいべき多くの改革を実行することができたのか。その根底には近代大学の本質への鋭い理解と詳細な調査活動、そして高等教育総体の将来像に関する洞察があった。

資料紹介を含めた改革の詳細は、すでに40年前に記したので参照を乞いたい(拙稿「高等教育」、海後宗臣編『井上毅の教育政策』所収、1968年、東京大学出版会、および寺崎著『増補版 日本における大学自治制度の成立』2001年、評論社)。それ以後、異説は現

われていない。そこで、ここでは大学の本質観をめぐる論点に絞って、記してみよう。

継承された国家原理

伊藤博文と森が提起した「大学の研究と教育は国家のためにある」という原理（先掲(5)）に対して、井上は何の改変も加えなかった。後にも触れるように、彼は帝国大学令を大幅に改訂したのだが、目的と構成を示す第1条から第4条までについては、一切手を触れなかった。

念のために当該部分を掲げておこう。

第一条 帝国大学ハ国家ノ須要ニ応スル學術技芸ヲ

教授シ及其蘊奥ヲ攻究スルヲ以テ目的トス

第二条 帝国大学ハ大学院及分科大学ヲ以テ構成ス

大学院ハ學術技芸ノ蘊奥ヲ攻究シ分科大学ハ

學術技芸ノ理論及応用ヲ教授スル所トス

第三条 分科大学ノ学科ヲ卒へ定規ノ試験を経タル

者ニハ卒業証書ヲ授与ス

第四条 分科大学ノ卒業生若クハ之ト同等ノ学力ヲ

有スル者ニシテ大学院ニ入り學術技芸ノ蘊奥

ヲ攻究シ定規ノ試験ヲ経タル者ニハ学位ヲ授

与ス

これらの条文が、「研究の場であるとともに教育の機関でもある」という帝国大学制度の基幹部分を示すものだったことは、明白である。

前号でも触れたが、特に第2条は、大学院・分科大学並立必置の構成を説いて、それ以前の大学本質観を全く変えた条文であった。井上は、これに手を触れなかったと同様、第2条にも何ら改正を加えていない。つまりこの時期の政治指導者たちにとって、大学が「国家ノ須要」に応じるべきことは、不犯の大原則であった。

それは概念的には森・井上共に連続していた。しかしこの国家原理をどのように具体的なかたちで実現するかについては留保が要る。森有礼と井上毅の微妙かつ重要な違いである。

森の場合はある意味で素朴なものであった。大学は日本の学問を日本語を通じて教えるべきだ、というのである。西洋の学問を西洋の言葉で教えるようでは日本の大学とは言えない。東京大学の内国人・外国人教員を文部省に集めた会合で、彼はそのように述べている。

これに対して、井上の理論は、帝国大学教授が国家官僚であることを強調するものであった。

後述する講座制導入の論理として、彼が内閣に向けて論じたのは、いやしくも官立大学の教授であるからにはそれぞれ「一科専攻」の責任を持たせるべきだ、という点にあった。すなわち国家官僚制を介した忠誠

の論理を強調して、大学教官の責任を問うた。

このように国家原理の意味構造は異なっていたが、帝国大学令の上では文言が変えられることはなかった。これが変わるの、はるか後の第二次世界大戦後である。

さて井上の帝国大学令改正作業によって、1886年の制定時にはわずか12か条に過ぎなかった同令は19か条に増えた。さらにまた並行して帝国大学官制、教官俸給令、講座の種類・数、などに関する勅令6個が新たに公布された。在任期間の短さに比べて、膨大な立法量だった。

学術政策と大学政策との合流

井上が果たした大学制度整備の中で最大のものは、やはり「講座制」の制定という作業である。

講座制は、彼の前任者の一人である芳川顕正が文相に就任していた1890年にいったん準備されていたが、途中で挫折していた。しかし井上は、就任後わずか4ヶ月の間に形を整え、1893（明治26）年8月には施行にまで漕ぎ着けた。

詳しい経緯は既刊論考にゆずりたい。ここで強調しておきたいのは、

(1)講座制が研究者の「専門性」の強調論に導かれていたこと、

(2)従って「1人1講座制」という形を取っていたこと、

(3)職務俸（講座俸）の制定という作業と並行していたため帝国大学教授の待遇改善という成果をあげたこと、

(4)その職務俸の査定を通じて井上自身が「学問の値段付け」を果たすことができたこと、

の4点である。

特に(3)(4)の側面を持つことを通じて、彼は帝国大学を日本の学術の中心機関として位置づけただけでなく、方向性を決めた。

(1)は二つの面を持つ。

第一は、森の時代には漠然としていた「攻究」の主体がはっきりと大学教授であると指定されたことである。

第二は、先に触れたように、彼はこの責任を教授の「官僚」としての身分によるものと唱えて内閣の賛同を経た。この前提には、帝国大学出発期とちがって、憲法が制定されているという既定事実があった。帝国大学および各分科大学の教員・職員、さらに他の官立高等教育機関や高等師範学校等の教職員すべてが国家官吏としての位置づけを与えられていた。

(2)は、後世しばしば誤解されてきた点である。

出発期の初期の講座制は、後世のように「教授1、

助教2, 助手3」というような大学教員の構成システムでもなければ、医学部附属病院の医局に代表されるような序列的な専門家集団システムでもなかった。講座を構成するのは1人の教授であり、助教は例外的に、また外国人教授は「囑託外国人講師」として、担任するに過ぎない。講座担当は専攻学問の責任者としての証であり、同時に、教育面では担任する授業の一定性を保証する「表札」に当たるものである。

この制度を井上は特にフランスの大学の講座制に学び、またドイツ大学の講座(Lehrstuhl)制度も参考にした。

(3)は当時政府にとっても重要な課題だった。

帝国大学各分科大学の教授たちの給与は(特に若い助教級級の給与は)他の官職に比べて低かった。当時、分科大学の教授職に就く者には、ほとんど教職直前に2年ないし3年にも及ぶ留学が命じられていた。ところが帰国すると直ちに他省の官職やその他の職に転じる者が出た。大学教官の給料が低かったためである。研究費は設定されていなかったし、個人図書費もあったかどうか定かでない。この点を井上は憂えていたと見られる。

彼は個々の講座に対して「職務俸」(最初は講座俸と称した)という俸給を加えることを実現し、そのための算定基準まで自分で作成した。専門分野の違いに応じて学問の難易度や授業準備の手間等を勘案し、およそ9等ほどの等級を付けて、この職務俸を支給することにしたのである。

その結果、教官たち特に若手の助教層の給与は大幅に増額された。職務俸は、本俸にプラスして担当教官たちに直接渡されたからである。増額の顕著な例として医科大学解剖学教授であった小金井良精の例や、理科大学物理学教授であった長岡半太郎の例などがあり、いずれも日記や伝記研究に残されている。

(4)については、注目しておきたい点が二つある。

第一は、この教官優遇策の基礎になった職務俸額の裁定に文部大臣自身が当たるという慣例を、井上が開いたことである。彼は、精密な査定方針を定め、自ら筆を執っておおのこの講座の職務俸額を査定した。それは学術政策の実行行為であった。すなわち「専門学の値段付け」を文部大臣が行ったことを意味した。

この側面を見れば、講座制の制定は、本格的かつ深部に及ぶ学術政策が、講座制の導入とその運用を通じ、明治政府始まって以来初めて開始されたことを意味した。

しかし第二に、その査定の結果については、注意深い判断を要する。要点だけを言えば、井上は、応用学だけを重視したのではなかった。基礎的諸学の研究と教育に対しても、注意深く優遇することを忘れなかつ

た。

残された直筆による職務俸額一覧を見ると、次のような特徴を指摘できる。

- (1) 法科大学部の民法、商法、刑法、経済学・財政学の各講座、医科大学の内科学、外科学、産婦人科学、小児科学といった講座については、全学最高峰の年額650円という額が与えられている。当時における需要と必要性を重視したのであろう。
- (2) 文科大学の国語学・国文学・国史講座、漢学・支那語学、哲学・哲学史、史学・地理学、理科大学の数学、応用数学、物理学、化学、動物学、植物学、地質学・古生物学・鉱物学といった基礎的諸学講座にも、同じく650円の高額の職務俸が付けられている。すなわち、社会的ニーズだけが判断の基準ではなく、基礎学・基幹的専門分野の講座にも、十分に注目していた。
- (3) 他方、工科大学・農科大学の各講座に対する職務俸は最高額600円にしか査定されず、特に農科大学の諸講座は低かった。これは(3)の側面の半面を語る特徴であった。

他面、(3)(4)を通じてみると、講座制施行は、教官待遇の大幅な改善を結果したものの、政府の学術政策の大学への浸透の道を開いた措置でもあった。それ以後の流れを見ると、戦時下における例えば神道学講座の導入や国体学講座の創設といった措置、理学分野のさまざまな軍事科学講座の導入というかたちで、諸帝国大学に深い影響を及ぼすことになった。

しかし、先述の基礎学・基幹的科学重視の側面は、井上の学問観を表すだけでなく、この時期の政治指導者が決して実用諸学だけを重視したのではないことを語る事実である。

彼らはそれほど短絡的ではなかった。西欧諸学や伝統的学問の本格的な研究と教育がなければ、日本の学問と大学の近代化はあり得ないこと、それなくしては実は大学は「国家ノ須要」に応じることができないのだということ、賢明にも察知していたのである。

大学自治への理解

井上によるもう一つの重大な活動は、先に列挙した中の2から5まで、すなわち「分科大学教授会の法定」「帝国大学評議官の評議員への改称および教授互選制の実現」「大学人事に関する総長の具状権・専決権の復活」「分科大学長、医科大学附属病院長、理科大学附属天文台長を現職教授から補すことの制度化」の4項目である。

これらはすべて大学の自治権に関する井上の理解が並大抵のものではなかったことを語っている。事実、彼は、法制官僚としての専門学職と大日本帝国憲法起

草の中心人物の一人であったキャリアを駆使して、この課題に迫った。彼の見識と努力は、普通の大学教官のはるか上を行っていたと言うことさえ出来る。

先ず井上は、各分科大学に教授会を置くことを法認した。ここに「法認」というのは、それまでに既に法科大学と医科大学には実際に「教授会」と称する組織があり、活動していたからである。彼はこの組織をその他の工・文・理・農の各分科大学に置くことを定め、その権限を「分科大学ノ学科課程ニ関スル件」「学生試験ノ件」「学位授与資格ノ審査」「其ノ他文部大臣又ハ帝国大学総長ヨリ諮詢ノ件」というように明確に定めた（改正帝国大学令第15条）。組織を法認したのはもちろんのこと、権限も明確に限定したのは、まさに画期的なことであった。

このことを行うに当たって、井上は幾人かの教授たち、特に法科大学の教授たちの意見を徴したものと見られる。彼の手元には教授会の必要性に関する強い要望が寄せられている。その中には

「帝国大学ハ事務ヲ司ル行政庁ニシテ末ナリ、大学ノ本ハ分科大学ニ在リ、若シ果シテ帝国大学ノ干渉ノ為メニ分科大学ノ発達ヲ妨ゲラルル如キ事実アラシメハ、寧ろ帝国大学ノ組織ト特權トヲ縮メ分科大学ニ自由ノ発達ヲ促カシ帝国大学ニ費ス多額ノ金ヲ移シテ分科大学経済ノ困難ヲ救ウヘキニ似タリ」

というラジカルな意見を述べるものもあった。井上はこれらの意見書を丹念に読み、それを咀嚼して、帝国大学令の改正に踏み切った。

こういう改革を行った際、最も注目されるのは、井上が熱心な調査の上で、大学の自治特に教員の権限について広い知識と見解を持っていたことである。

彼の手元には、加藤弘之が訳したブルンチュリー原著の『国法汎論』というテキストが、手沢本として残されている。その中で井上は大学の権限と教員の自由に関する基本部分に丹念に傍線を引いて勉強した痕跡がある。このテキストは当時の国法学及び国際法等に関する最も標準的な概説書であった。これによる十分な勉強と現職教授たちの意見書をもとに、彼はそれまで評議会しか認められていなかった帝国大学官吏組織の中に「分科大学教授会」という新しい機関を認めたのである。これが日本における「学部教授会」の誕生であった。

ここにいたるまでに、彼は6種類の帝国大学令改正案を起草した。その案文を見ると、特に管理機構の面に周到な配慮を払った痕跡が残されている。

詳細についてここに記す余裕はない。ただ、管理機構の改革に踏み出すに際して、なぜこのように多くの段階を踏まざるを得なかったかについては触れておく必要がある。なぜなら、大学の教官人事権という――

後に大学自治問題の重大な焦点となる――論点について、井上は大いに迷ったからである。

大日本帝国憲法は官僚の任免権を天皇大権の一つとして明記していた。帝国大学の教官、分科大学長、総長などの任免はまさにそのことと抵触する。もし大学の自主決定権を認めれば、憲法違反を免れない。ところが、大学側教官たちの要望を押し詰めて行くと、教官（講座制定後にはその担任者）の推薦権は、新設の教授会に担われることになるかも知れない。くわえて、先述の『国法汎論』でブルンチュリーは大学の自治権を列挙しているが、その中には①（大学の）私有物の所持・管理権、②司法権（ただし現在においては懲戒権）、③学位という栄称の授与権、④代表を国会議員として送り出す権限、と並んで、⑤教授の選任に際し現職教授による推薦権及び政府の推薦する人物を可否する権限、を挙げていた。

前記6つの帝国大学令改正案中の最終案に近い段階の案文の中で、井上は、総長・分科大学長の互選制、教授会の教授・助教授の推薦権などを盛り込んでいた。これは、大学側の意見とブルンチュリー説とを取り入れたものと見られる。しかし、最終的には、彼はこれらの条項を帝国大学令にも教授会権限規定にも盛り込まなかった。つまり、（自らも起草に参画した）憲法規定を優先させたものと見られる。学科課程（正課カリキュラム）制定権、学位授与資格審査権、学生評価（試験）等の権限は最終案でもはっきりと盛り込んだが、人事権だけは、最終段階で、大学に与えるのを避けたのであった。また、前に引用した意見書が含まれていた財政権も同様に認めていない。

その代わり、彼は、①総長が職員人事の任免や承認・不利益処分などに際して「具状」（＝理由を詳細に記して上申する）する権限や専決権を与えること（冒頭4）を明記し（実は旧帝国大学令で消えていた事項を復活させたもの）、また②分科大学長・病院長を現職者から補すことなどを新たに規定し（冒頭5）、さらに、③それまで評議官と呼ばれていた評議会メンバーをはっきりと「評議員」と改めて官職から外し、現職教授から補す（一部互選制は井上の文相就任前に決まっていた）ことも定めた。

後の上記②③などは「大学には専門性に基づく大学らしい運営を許してよい」という原理をとにもかくにも実現したものである。それは講座制導入にも通じる原理であった。

これらの管理運営制度改革は、近代日本の大学制度史特に大学自治制度史に残る改革であった。

かつて帝国大学令を出した森有礼は、確かに啓発的な思想家であり、国民の自発的エネルギーを基盤にしなければ教育は成り立たないことを強く自覚していた。

しかし大学に関して井上同様の理解を持っていたとは言えない。森は大学の運営に関しての教員の「自働」を期待した。しかしそれは明確な制度的裏付けに乏しく、帝国大学令条文の上では、むしろ国権主義的な運営を強めるものであった。しかし井上は、遅れて文相に就きながらも、大学の官制を整備し、講座制を見事に整備し、憲法の枠内で大学の自主性を担保する制度を構築した。それは帝国大学の近代化、あるいは正確には本格的な「西欧化」だったといえることができる。それに不可欠な「大学の自主的運営」の必要性に関して、井上はおそらく当時最高の理解者であったと見られるのである。

しかし、彼が踏みとどまった教授会権限のうち、後世に最大の懸案として残されたのが、教官人事権である。周知のように、その後大正期から昭和戦前期を通じて、さらにいえば現在まで、日本における大学自治権の最も中心的な課題は教員人事権の所在の問題であり、また学長選任権の所在である。

井上期の大学改革を詳細に見ることによって、私も、大学の本質に関する論議の重要なポイントがどのように「胎生」したかを知ることができる。

高等教育体制の改革と大学像

大学は高等教育体制全体の中でどのような位置を占めるか。逆にいえば、大学を含む高等教育体制の全体像はどのようなものであるべきか。

このことについて、井上は明確なビジョンを持っていた。上記の問いは、明治初期の曖昧な「大学」ないし「大学校」のあり方から一頭地を抜いた帝国大学が生まれ、さらにそれに対して専門性と自治制を基軸に整えた整備を行った井上からすれば、むしろ必然の課題であったと思われる。彼は1895（明治28）年1月、日清戦争のさなかに病没したが、この課題を明敏に自覚していた。

結論から言えば、彼は高等教育の体制は「大学院」と「大学」と「カレッジ」から成るものと考えていた。それを構築するためには、文相就任の1893年より7年前、1886年に創立された帝国大学の大幅な改革や、いやむしろ解体までも考えていた。もちろんそれは、これまでに述べた帝国大学の近代化・西欧化の路線とは矛盾する。なぜなら近代化・西欧化によって帝国大学はむしろ強化され威信を高めるだろうからである。にもかかわらず、彼はあえてそのビジョンを抱き、一部を実施した。

その底にあったのは、彼のもう一つの動機、①「公教育総体の実学化」という改革構想であり、さらに②初等教育を含めた全教育体制を産業化に適応させるためにそれを疎害する問題を打破して行く、という課題

であった。

大学は国家のためのものであるとともにその役割は日本に足の着いた实际的・実用的なものでなければならぬ、と説いたのは前号に書いたように森有礼であった。しかしそれは一種の「宣言」にとどまっていた。第一次産業革命の始期に当たって、井上は国家原理と①および②とを、教育改革原理としてそれぞれ強化・統合して見せたのである。

①について、彼は生徒たち特に中等学校以上の学校の生徒たちが過度の進学競争に陥っていることを憂える文書を残している。

帝国大学改革が一段落付いた年の翌年、1894（明治27）年に、彼は高等中学校の改革に関連して高等学校体制全体の改革を提案する法案を起草し、閣議提出寸前にまでいたっていた。その中には次のような趣旨の文言がある（大意）。

— そもそも中学校というものは普通教育完成の場所であるべきである。ところが高等中学校は専門教育と普通教育の二つを遂行すべきものとされ、しかも実態を見ると大学予備教育機関となっている。しかも大学は自分の都合によって入学者の学力水準を定めてしまう。高等中学校はこれに唯々諾々と従い、下に補充科までつくって、卒業者に大学への門をやらせようとしている。（趣旨）

その結果何が起きているかについて、彼は以下の3点を指摘する。

- 「一 修業年限ヲ過長ナラシムルコト
- 二 教科ノ繁多ニ失スルコト
- 三 学芸理論ニ偏シ応用ニ乏シキコト」

その結果、教育全般が実学性を離れて虚学に流れている、というのが井上の問うた問題だった。

このような考えに基づく高等教育全体の改革案（「高等教育令案」として彼の手元に残されている）は、遂に陽の目を見なかった。しかし上記で井上が指摘しているのは、おそらく文部大臣による日本初の進学志向教育批判である。このアイデアを、彼は当時民間に膨湃として起きていた学制改革論者たちの言説から学んだ。

このような抜本的な教育改革の立案には成功しなかったものの、彼は高等中学校の「高等学校」化には成功した。

すなわち、森文相期に「高等中学校」として全国7ヵ所につくられ、実質上帝国大学への進学ルートになっていた学校を「高等学校」（いわゆる旧制高校）に改称し、その本流を「専門部」とし、傍流が「大学予科」となる、という制度改革には成功した。

1894年6月公布の高等学校令を見ると、高等学校の目的は「専門学科ヲ教授スル所トス 但シ帝国大学ニ

入学スル者ノ為メ予科ヲ設クルコトヲ得」(勅令第75号、第二条)となっている。誰が読んでも専門部主流・大学予科傍流の制度である。実際井上はこれを真剣に考えていた。

ある時期の勅令改正理由書原案の一節に彼は記している。「私ハ断然決意シテ中等以上ノ教育制度ヲ改正シヤウト思フ 今度ハ高等中学ヲ改メテ専門学校ニシテ其ノ方ハ英語ヲ用イヌ積デアル 英語ハ普通学ダケニ止メテ専門学校ニハ(将来ノ地方大学)外国語ヲ用キヌコトニシタナラハダイブ授業時間ヲ減ズルコトニナラウト思フ」。

つまり、高等学校専門部は温存しておくものの、それを将来は地方カレッジに昇格させる、一方、高等学校の下の中学校は外国語に頼りながらも「普通教育」を完遂する学校とする、というのが彼の構想であった。ちなみにそのときの高等中学校7校のうち5校には医学部があり、京都の第三高等中学校には法学部もあった。

帝国大学への批判

では現存の帝国大学はどうするか。これについて井上は、さらにラジカルな改革構想を述べている。

すなわち、各分科大学は基本的に帝国大学から独立させて「分科大学」という名の専門大学とする(例えば東京分科大学、京都分科大学、仙台分科大学など)。その限りでは高等学校専門学部が将来昇格するカレッジと同等の大学になる。ただし分科大学は学士学位の授与に当たることが役割である。帝国大学のその他の部分は、大学院として残すが、その大学院は学者たちが集まって自由に学術上の意見を交換し合うサロンにするのがよい。そのような機関が日本には必要である。

—このような構想のもとに、彼は高等教育の全体像を考えていた。

構想の前提にあったのは、意外にも既存の帝国大学自体に関する批判であった。

全文を引用することは出来ないが、彼は帝国大学が官僚養成機関に墮落していることを鋭く批判している。

「大学ハ門戸的ノ学校ニ非ス 世人往々大学ヲ以テ支那ノ国土監即国学ノ看ヲ倣(な)シ大学ハ必唯一ノ程度ニ於テシ又平等ノ設備ニ於テセザルヘカラズト倣スハ誤ナリ」

この文章で始まる長文の「大学論」には、今読んでも新鮮さを感じざるを得ない。

第一点は、大学(実際には伊藤政権下の帝国大学)が中央唯一の官僚養成機関と考えられている、という論点である。この批判は、発足後7年目の帝国大学の実態を衝いていた。

憲法発布後中央官庁が次々と拡大するにつれて国家

官僚の需要は増え、法科大学に対しては、卒業生が無試験で高等文官補試験に合格する制度が出来ていた。したがって、他の分科大学を尻目に、拡大に次ぐ拡大を遂げようとしていた。国土監というのは、古代以来の中国の官僚養成機関であり、初めは国土学といったが隋朝以降は国土監という名に変わったという。貴族子弟や秀才だけを集めて教育した。井上は、それでは「門戸的ナ学校」だと論じたのである。

批判の第二点は、引用文にあるように、大学の多様性を認め、しかもそれを全国に分散させることがよい、という点である。これを先述の「カレッジ」案や進学志向教育批判と併せて読むと、井上の大きな関心は、高等教育機関のヒエラルヒーを作ることにあったのではなく、高等教育機会の拡大にあった。それはまた、修業年限が長すぎることを改めて、若い高学歴層のエネルギーを獲得すること、併せて地方の産業育成に有効な高等教育体制を作ること、すなわち産業化動向に適応した高等教育の体制を創出することが大きな目標に据えられていた。

小括

駆け足で、1890年代初めの大学の本質理解を辿ってみた。辿り方は、一人の文部大臣・法制官僚の施策による分析にとどまる。しかしこの時期までに、「大学とは何か」という問題について、ほとんどの論点が出尽くしていたことは明らかである。

「大学は国家のための機関であるか」「大学は研究を行う機関であるか」「それには学校と違って自治を持たせてよいか」これらについてすべて「イエス」と答えたのが森有礼であり井上毅であった。森はいささか性急に、また乱雑な仕方では法令をつくったが、井上のそれがいかに法的に整然とした、しかも国際的な視野に基づくものだったかは、くり返すまでもない。筆者はこの二人を明治期における近代大学理解の二人の先駆者ではないかと考えている。

言いかえると、1870年代に公教育制度の導入に踏み切った政治指導者たちは、大学の制度については、無知に等しかった。もちろん、新島襄を随行させてヨーロッパ大学都市を見学し、報告書『理事行程』を書いた岩倉使節団のメンバーの一人、田中不二麻呂のような人物もいたが、それは例外であった。あえていえば、にもかかわらず、わずか20年後に、井上は、欧米大学に築かれていた内部システムを正確に導入し、日本の大学の制度的近代化を達成したとあってよい。

その後、このような制度がどのように機能したか。それがこの後の課題になる。特に重要なのは、井上時代の二つの制度、すなわち講座制と教授会制度である。

これらの制度の機能は、二つの要因によって左右さ

れた。

一つは、制度の中に置かれたメンバーすなわち教授団の成長である。それは、明治国家が内に抱えた「鬼子」とも言える。二つは、1900（明治33）年をはさんだ20世紀初頭にかけて高等教育の機会が拡大を重ねるにつれ、まさに井上が見通したように、高等教育と大学教育との関係はどうあったらよいか、両者の違いは何かが問われることになった。

二つは、井上の設けた講座制・教授会という二つの制度のうち、特に講座制が、「専門性」の論点を含んだために、政府および官僚による大学支配に対する抵

抗の壁になったことである。日露戦争前後に東京帝国大学で起きた「戸水事件」に関する法科大学教授たちの批判論文をこの角度から見直すことが重要になる。

三つに、高等教育の拡大が私学と官学との関係を問うという問題に発展したことである。それは井上が全く触れなかった私立大学論を浮上させることにつながって行き、ひいては大学の国家原理を見直すことになっていった。

次号ではこうした問題を考えてみよう。

（続く）

立教学院本部調査役
中部大学 大学教育研究センター 客員教授
Visiting Professor, Center for the Studies
of University Education